

学校いじめ防止基本方針

宇城市立豊福小学校

【令和7年4月見直し】

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの児童にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての児童が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

- ①「いじめは絶対に許されない、許さない。」という強い認識を持つこと
- ②いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと
- ③いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ④いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑤家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、情報集約担当者を中心として、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本的対策事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「いじめを許さない学校・学級づくり」を掲げ、相手の思いを思いやらないふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する積極的な支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等々を計画・実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ実態調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア) 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、12月、2月）

※ 6月「心のきずなを深める月間」

(イ) 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）

(ウ) 教育相談の実施による学級担任による児童（生徒）からの聞き取り調査
年3回（6月・12月・2月）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者が誰かに話ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
の活用

(イ) 学校支援アドバイザーの活用

(ウ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や情報モラル研修会等を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行っていくために、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を設置する。ただし、この「いじめ防止・対策委員会」は、生徒指導不登校対策委員会と兼ねるものとする。

「いじめ防止・対策委員会」の構成員、役割並びに開催の流れ等は、次の図のとおりとする。

【いじめ防止・対策委員会】

<構成員>

校長、教頭、情報集約担当者（生徒指導主任）、教務主任、人権教育主任、不登校対策担当、養護教諭、学年部代表、PTA代表

※ 場合によって、宇城教育事務所 スクールカウンセラー

学校支援アドバイザー

スクールソーシャルワーカー

宇城市教育委員会 指導主事

<役割・活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

<委員会の開催>

原則、月1回定例会を開催するものとし、いじめ事案発生時は、適宜緊急開催とする。

<開催の流れ 1（定例会・日常的活動）>

【いじめ防止・対策委員会】

- いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- いじめ防止のための職員研修の立案・実施
- いじめ防止のための年間指導計画の立案・作成
- いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- 現状の意見交換、実態把握

等

<開催の流れ 2（いじめ事案発生の場合）>

いじめ事案の発見（担任、副担任等、部活動・委員会・クラブ活動担当者等）

- 早急に報告・連絡
- 指示を仰ぐ
- 事実関係等の事案の内容を適宜報告 等

- 事実関係の調査
- 関係児童へのケア
- いじめについての全体指導 等

いじめ相談窓口（生徒指導主任）

- いじめ事案発生の報告
- 事実関係、状況等の適宜報告
- 対応の相談 等

- いじめ防止・対策委員会開催通知と場の設定

学校責任者（校長・教頭）

- 重大事案と判断した場合、教育委員会へ報告

○ いじめ防止・対策委員会設置

【いじめ防止・対策委員会】

- 事案に対する事実関係の共通理解
- 事案解決のための対応策の検討
- 対応にあたる役割分担の検討・決定
- 該当者へのケアについての検討・共通理解、担当者の決定
- いじめ解消のための全体指導の計画立案
- 保護者、地域対応の方策の検討と共通理解並びに役割分担の決定
- 学校で対応できる事案もしくは学校だけでは対応できない事案かの意見交換と判断 等

教育委員会へ報告する事案例

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- 犯罪行為として取り扱われるべき場合

○ 報告

- 外部機関との連携

- 校内での解消・防止に向けた徹底指導

- 宇城市教育委員会との協議
- 当該事案に対処する組織の設置
- 事実関係明確化のための第三者期間の設置等

- 別紙「いじめ事案」解消のための留意事項をまとめた「いじめ防止・対応の手引き」を遵守して行う。

(3) 重大事案への対処

図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、下記の事項を確実にを行い、学校外期間との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

- ア 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成２６年３月２０日制定
令和 ５年３月２３日改定